

令和7年1月6日

横浜市港南区地域ケアプラザ指定管理者公募に係る質問及び回答

横浜市港南区地域ケアプラザ指定管理者公募に係る質問に対して、次のとおり回答します。

<b>【資料名】</b> 指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き	
<b>【ページ】</b> 2 ページ・ 2 (3) 雇用形態の区分	
質問 1	「施設特性に応じて、雇用形態をさらに複数の職種（概ね5つ程度まで）に区分し提案を求めることも可能」とありますが、行は追加ができない設定になっているので、複数の職種に区分した提案が認められるのは「臨時雇用職員等」のみでしょうか。
回答 1	正規雇用職員についても、現行の様式において既に4つの職種（所長、地域活動交流コーディネーター、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター）を分けて記載できるようにしています。施設全体で概ね5つ程度という基準どおりであり、細分化しすぎると応募団体・本市双方の事務が煩雑になることから現行のとおりとさせていただきます。

<b>【資料名】</b> 横浜市東永谷地域ケアプラザ指定管理者応募書類作成及び提出方法	
<b>【ページ】</b> 6 ページ・ 1 (2) エ管理費（光熱水費）	
質問 2	「1年間の全体の使用料金から、通所系サービス事業に要する経費（年間想定通所系サービス利用延べ人数×531円）を除く経費について記載」とありますが、光熱水費においても、物価高騰の影響を踏まえた単価見直しが必要と考えます。第4期から変更がない理由をご教示ください。
回答 2	施設ごとの過去の光熱水費実績額も踏まえ、各事業の上限額を算出しています。この数年間物価高騰により光熱水費が高額になっていたかと思いますが、これを考慮した上限額の積算となっています。
<b>【ページ】</b> 6 ページ・ 1 (2) オ管理費（保守管理、環境維持管理費）	
質問 3	昇降機の保守について「当該フルメンテナンス契約を当該指定管理者の意思によって変更した場合は、部品交換等の修繕が発生しても、市費で負担しない場合があります」とありますが、市費で負担しない場合の具体的な事例をご教示ください。 また「当該指定管理者の意思によって変更した場合」とは、フルメンテナンス契約からそうでない契約に変更したことを指すのでしょうか。

回答 3	<p>フルメンテナンス契約は、POG 契約で対応される消耗品の交換や補充以外にも、劣化した部品の取り換えや修繕等も無償対応となります。そのため、契約を切り替えた場合は、例えばドアモーター等装備品の不調に伴う部品交換修繕や、経年劣化及び突発的な故障によって生じる修繕等は、市費での対応となりません。機器の更新等、長寿命化対象工事の対象となる修繕の場合は市費負担となります。</p> <p>また、「当該指定管理者の意思によって変更した場合」とは、記載いただいたとおり、フルメンテナンス契約以外の契約に変更したことを指します。</p>
------	--

<p><b>【資料名】</b> 横浜市港南区地域ケアプラザ指定管理者公募要項 <b>【共通資料】</b></p> <p><b>【ページ】</b> 32 ページ (4)応募手続きについて ア申請書類</p>	
質問 4	<p>(ク)及び(ケ)は電子データ及び紙媒体で提出とありますが、(ク)納税証明書は電子納税証明書(電子ファイル)の提出で差し支えないでしょうか。それとも書面の納税証明書でなければならないでしょうか。</p>
回答 4	<p>「納税証明書 その3の3」及び「履歴事項全部証明書」を電子データで取得した場合(原本が電子データの場合)、印刷し、紙媒体でもご提出ください。</p> <p>なお、紙媒体での提出部数に関して、提案書類は原本と原本写しを合わせて17部ご提出いただきますが、申請書類の「納税証明書 その3の3」及び「履歴事項全部証明書」は1部のみ紙媒体でご提出ください。</p>

<p><b>【資料名】</b> 指定管理料提案書等</p> <p><b>【ページ】</b> 様式イ-①</p>	
質問 5	<p>事業費、事務費の算出根拠の欄は具体的記載が必要でしょうか。</p>
回答 5	<p>積算根拠の欄について、選定の審査資料であることを考慮し、必要と思われる内容をご記載ください。</p>

<p><b>【資料名】</b> 指定申請書・役員等氏名一覧表・欠格事項に該当しない宣誓書・応募資格に該当する宣誓書・横浜市税の納付状況調査の同意書</p> <p><b>【ページ】</b> なし</p>	
質問 6	<p>申請者の押印は必要か。</p>
回答 6	<p>指定申請書・役員等氏名一覧表・欠格事項に該当しない宣誓書・応募資格に該当する宣誓書・横浜市税の納付状況調査の同意書について、押印は不要です。</p>

【資料名】横浜市港南台地域ケアプラザ関連資料	
【ページ】1 ページ・1 (3) -イ	
質問 7	休館日については、「ただし、毎月1回、特定の日を施設整備の保守点検等にあて、利用に供さないことができる。」とされているが、休館日は休日体制の人員配置とし、居宅部門及び地域包括部門を閉めていてもよいのか。或いは、年末年始と同様に、完全休業体制としてよいのか。
回答 7	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日の休館日と同様に利用に供さないことができます。 ただし介護保険事業においては、条例により定めなければならないとされている運営規程に沿った体制としてください。

【資料名】横浜市港南区地域ケアプラザ指定管理者公募要項【共通資料】	
【ページ】22 ページ・6 (1)	
質問 8	面接審査の具体的な内容、プレゼンテーションの方法と持ち時間について教示頂きたい。
回答 8	面接審査では、応募団体によるプレゼンテーションの後、質疑応答を行います。持ち時間については、応募団体数によって変動する可能性があり、応募受付終了後に決定します。また、応募団体の出席者は3名以内です。団体職員以外の方は参加できません。 面接審査用に応募書類以外の資料を配布及びプロジェクターの使用を可とします。配布資料及び当日使用するデータがある場合は、事前にご提出いただきます(プロジェクター及びパソコンは区で用意します)。 詳細については、2月頃応募団体にお知らせします。

担当： 港南区福祉保健課 及川、浦田、鈴木  
 電話 847-8441  
 ファクス 846-5981  
 メール [kn-cp@city.yokohama.lg.jp](mailto:kn-cp@city.yokohama.lg.jp)